

# 会 議 録

- 1 会 議 の 名 称 令和6年第9回選挙管理委員会定例会
- 2 開 催 年 月 日 令和6年9月2日（月）
- 3 開 始 ・ 終 了 時 刻 午前9時58分～午前10時09分
- 4 開 催 場 所 一関市役所 選挙管理委員会室
- 5 出 席 委 員 氏 名 高橋秀典委員長  
阿部和子委員  
金今壽信委員  
佐藤福委員
- 6 欠 席 委 員 氏 名 なし
- 7 説 明 者 の 職 氏 名 選挙管理委員会事務局長 後藤 治
- 8 出 席 職 員 職 氏 名 選挙管理委員会事務局主任主査 菅野 孝幸  
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付 議 事 件 ○議案第15号 選挙人名簿から抹消すべき者について  
○議案第16号 選挙人名簿に登録すべき者について  
○議案第17号 投票所の閉鎖時刻の繰上げについて  
○議案第18号 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について  
○議案第19号 投票記載所の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時について  
○議案第20号 選挙人名簿の登録の移し替えの延期について
- 10 会 議 の 公 開 又 は 非 公 開 公開

11 傍聽人數 0人

委員長 開会

(議案第15号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

(議案第16号 選挙人名簿に登録すべき者について)

事務局長 議案の朗読

○ 公職選挙法の規定によりまして9月1日は選挙人名簿の定時登録の期日となっておりますので、抹消及び新規登録を行うものであります。

令和6年9月2日現在において、別冊の者を選挙人名簿から抹消するとともに、令和6年9月1日現在において、別冊の者を新たに選挙人名簿に登録するものです。今回抹消する方は、令和6年9月1日までに死亡した方、男69人、女80人の合計149人、転出後4箇月を経過した方、男213人、女151人の合計364人を合せた男282人、女231人の合計270人を抹消し、新規登録者として、年齢要件に係る方、男125人、女133人の合計258人、住所要件に係る方、男422人、女365人の合計787人を合せた男547人、女498人の合計1,045人を新たに名簿に登録し、令和6年9月2日現在の名簿登録者数は、男44,803人、女47,688人の合計92,491人となります。

参考といたしまして、選挙人名簿の登録者数に基づき決定し、告示することとされている直接請求に係る法定署名数をそれぞれ記載しております。

また、4ページになりますが、選挙人名簿の登録者数地域別の内訳であります。

また、5ページ、6ページにつきましては、選挙人名簿の登録者数の投票区別の内訳となっております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第17号 投票所の閉鎖時刻の繰上げについて)

事務局長 議案の朗読

○ 投票所の開閉時刻は、公職選挙法第40条第1項におきまして、原則として午前7時から午後8時までと定められております。

同項のただし書きにおきまして、投票所を開く時刻を2時間以内で繰上げ又は繰下げ、閉じる時刻を4時間以内で繰上げすることができると規定されております。

令和6年10月27日執行予定の参議院岩手県選出議員補欠選挙につきましては、これまでの投票の状況等を踏まえまして、これまでの選挙と同じく、投票所の閉鎖時刻を2時間繰上げまして、午後6時にしようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第18号 開票立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時について)

事務局長 議案の朗読

○ 開票立会人は、各候補者が選挙人名簿登録者の中から1人届け出ることができることとなっておりますが、10人を超える場合は、市町村の選挙管理委員会がくじで定めるということになってございますので、令和6年10月27日執行予定の参議院岩手県選出議員補欠選挙におきまして、開票立会人のくじの場所及び日時を定めようとするものでございます。

場所につきましては、選挙管理委員会室、こちらは2階大会議室となります。

日時につきましては、令和6年10月24日の午後5時10分からとしてございます。

これにつきましては、立会人の届出期限が、選挙期日の3日前とされておりますので、10月24日にくじを行うこととするものでございます。投票所の開閉時刻は、公職選挙法第40条第1項におきまして、原則として午前7時から午後8時までと定められております。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第19号 投票記載所の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時について)

事務局長 議案の朗読

○ 選挙の際には、投票所内に候補者の氏名、名簿届出政党等の政党名簿登載者の氏名等を掲示することとなっております。

このうち、参議院選挙における選挙区の候補者の氏名等掲示につきましては、市町村の選挙管理委員会がくじでその掲載の順序を定めることとなっております。

参議院岩手県選出議員補欠選挙、一関市投票区における候補者の氏名等くじにつきましては、場所については選挙管理委員会室、日時については10月10日、参議院選挙の告示日の届出が終了した午後5時以降ということで、午後5時10分からくじ引きを行うものであります。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第20号 選挙人名簿の登録の移し替えの延期について)

事務局長 議案の朗読

○ 本案は、公職選挙法におきまして市町村の区域内の他の投票区に住所を移し、移転した場合、選挙人名簿の登録を移し替えしなければなりません。が、移転の事実を知った日が、任期満了による選挙の場合は、その任期満了の60日前から選挙期日までの間、その他の選挙の場合は、その選挙を行う事由が生じたとき日から選挙の期日までの間は登録の移し替えを延期できるという規定がございます。

今回、参議院岩手県選出議員補欠選挙が執行されることに伴いまして、この登録の移し替えを9月21日から選挙期日まで延期をしようとするものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

委員長 閉会